

言語聴覚士採用後の給与・待遇等について

令和5年4月

1 給与及び勤務条件等

(1) 給与

給与は、当院職員給与規程によります。

初任給の例（令和5年4月採用者の場合・例はST）

【基本給+地域手当+諸手当】

- ・4大課程新卒者 約225,000円（うち基本給 188,300円）
- ・専門学校卒新卒者 約197,000円（うち基本給 164,900円）

- ・4大課程卒5年目 約274,000円（うち基本給 216,600円）
- ・専門学校卒5年目 約250,000円（うち基本給 196,400円）

※現状の給与制度が継続される場合を想定しています。

- ① 上記のほか、該当する場合は、通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。
- ② 期末・勤勉手当（賞与）が規定により支給されます。（令和4年度：年2回 計4.45ヶ月予定）
※入職月により支給割合が変動します。
- ③ 療法士としての就業経験がある場合は、規定により職歴加算されます。
- ④ 採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

(2) 勤務条件

当院就業規則によります。

4週8休制（週平均38時間45分 労働） ※土日祝日、年末年始の勤務あり

年次有給休暇 年20日（4月採用者は初年次15日）、翌年に限り20日を限度として繰越可能です。

その他就業規則に基づき、夏季休暇（5日）、慶弔休暇等の特別休暇があります。

（就業規則は概ね東京都職員に準じます）

(3) 福利厚生

病院の近くに寮があります。ワンルーム形式で室内にバス・トイレ・キッチンが設けられています（現在、入居できるのは単身の方のみです）。空きがない場合は、空き次第の入寮となります。

結婚・出産等の祝金、弔慰金、傷病見舞金、子どもの就学等に対する祝金等の給付制度があります。

2 その他

当院は東京都が設置し「公益社団法人東京都医師会」が指定管理者として運営しています。

採用後は「公益社団法人東京都医師会」の職員となります。（勤務条件などは東京都職員に準じます。）

※この概要は令和5年4月現在のもので、規則の変更等で採用時に変更されている場合もあります。